一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡松川町
二　構造改革特別区域の名称　南信州松川町りんごワイン・シードル特区
三　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡松川町の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　日進市どぶろく・果実酒特区
二　構造改革特別区域の範囲　日進市の全域
三　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　とっとり・やず果実酒特区
二　構造改革特別区域の範囲　鳥取市及び鳥取県八頭郡八頭町の全域
三　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　ぶどうの里　井原ワイン特区
二　構造改革特別区域の範囲　井原市の全域
三　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　備後ワイン・リキュール特区
二　構造改革特別区域の範囲　笠岡市、井原市、三原市、尾道市、福山市及び府中市並びに広島県神石郡神石高原町の全域
三　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　宮崎県東諸県郡綾町
二　構造改革特別区域の名称　綾町特産酒類ワイン特区
三　構造改革特別区域の範囲　宮崎県東諸県郡綾町の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　姶良市
二　構造改革特別区域の名称　姶良市ドクダミ草リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　姶良市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　相模原市
二　構造改革特別区域の名称　相模原市国際教育特区
三　構造改革特別区域の範囲　相模原市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　本巣市
二　構造改革特別区域の名称　健やかな成長を支える給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　本巣市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　磐田市
二　構造改革特別区域の名称　安心・安全の給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　磐田市の区域の一部（竜洋地区）
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）